

徳島県告示第八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

268	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
野呂内三縄 停車場		三好市池田町白地井ノ久保九 二三番一地从 同	九	一三三・〇	令和七年二月十四日
四四番一地从 先まで					